

終身保険 (無選択型 / 無配当)

特長

告知や診査なしでお申し込みいただけます。

健康状態に不安のある方でもお申し込みいただけます。

- お申し込みいただける年齢は、70歳～85歳です。
- 契約者または被保険者をご入院中の場合などは、お申し込みいただけません。
- この保険は、告知や医師の診査が必要な終身保険に比べて保険料が割増しされています。一方、告知や医師の診査が必要な終身保険は、診査結果などによりご契約いただけない場合があります。

保障は一生続きます。

生涯にわたって死亡保障を確保できます。

- ご契約から2年以内に亡くなられたとき、死亡保険金額は以下のとおりです。
 - ・ 所定の災害による死亡…ご契約時に定めた死亡保険金額
 - ・ 所定の災害以外の事由による死亡…既払込保険料相当額
- 2年経過後に亡くなられた場合は、ご契約時に定めた死亡保険金額をお支払いします。

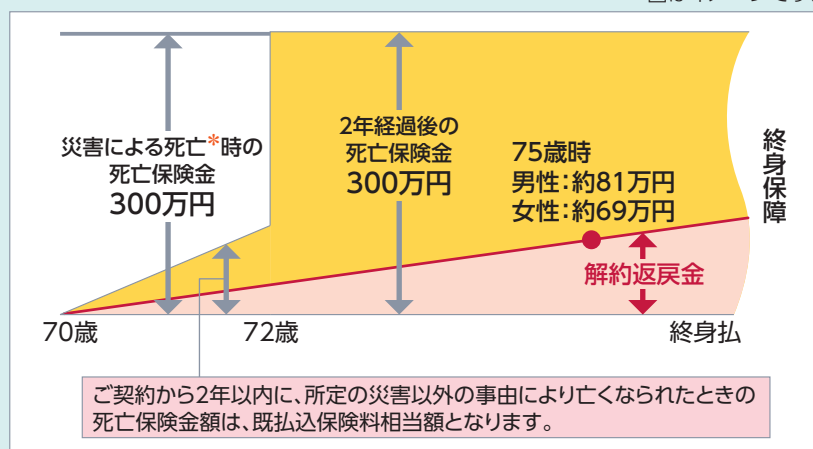
この保険は死亡保険金額が保険料の払込総額を下まわることがあります。詳細については、担当者がご提示する「ご提案設計書」でご確認ください。

契約者貸付をご利用いただけます。

解約返戻金の所定の範囲内で貸付を受けることができます。

仕組とご契約例

● 被保険者	70歳
● 保険金額	300万円
● 保険期間	終身
● 保険料払込期間	終身
● 個別扱月払保険料	
	男性: 24,249円 女性: 18,354円



*所定の災害による死亡とは、以下に該当するときをいいます。

- 不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
- 次の感染症を直接の原因として死亡したとき。

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、ラッサ熱、クリミア・コンゴ(Crimean-Congo)出血熱、マールブルグ(Marburg)ウイルス病、エボラ(Ebola)ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)

保険金のお支払い事由

(詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。)

お支払いする保険金	保険金のお支払い事由		お支払い額	お受け取りになる人
死亡保険金	契約日から2年以内	所定の災害以外の事由により亡くなられたとき	既払込保険料相当額*	死亡保険金受取人
		所定の災害により亡くなられたとき	死亡保険金額	
	契約日から2年経過後	死亡されたとき		

*契約日から2年以内に、所定の災害以外の事由により亡くなられたときのお支払い額

保険料の払込方法	お支払い額
月払の場合	個別扱月払保険料×保険料の払い込まれるべき回数
半年払の場合	保険金額に対応する個別扱月払保険料×(保険料の払い込まれるべき回数×6-未経過月数)
年払の場合	保険金額に対応する個別扱月払保険料×(保険料の払い込まれるべき回数×12-未経過月数)

保険期間・保険料払込期間と契約年齢の範囲

保険期間	保険料払込期間	契約年齢
終身	終身	70歳～85歳

取扱保険金額

100万円～300万円

保険料払込方法

年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

保険料の自動振替貸付

保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたときは、解約返戻金額の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立て替えます。

■あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合は適用されません。

払済保険への変更

- 契約日から2年経過後であれば、以後の保険料のお払い込みを中止して、保険料払込済の終身保険に変更できます。
- 変更後の保険金額は、変更時の解約返戻金をもとに新たに定めます。保険金額は少なくなりますが、保障は一生継続します。

年金でのお受け取り

5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等または解約返戻金相当額を年金で受け取ることができます。

付加できる特約

5年ごと利差配当付年金支払特約

- 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ご契約のしおり・約款はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、**クーリング・オフ**(お申し込みの撤回)、**告知義務違反、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更**など、ご契約者に必要な保険の知識について説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。また、**重要事項説明書(契約概要)**は保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものであり、**重要事項説明書(注意喚起情報)**は契約内容などにおいてご注意いただきたい情報を記載したものです。お申し込みの前に必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

保険種類をお選びいただく際には「ソニー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険はソニー生命の保険種類のご案内に記載されている**終身保険**です。ソニー生命の保険種類のご案内は当社のライフプランナーまたは代理店にご請求ください。また、最寄りの支社・営業所にもございますのでご覧ください。

生命保険募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、当社の担当者(生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして確認をご要望のときは、カスタマーセンターまでご連絡ください。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

ホームページ <http://www.sonymylife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

登録No.SL-SP12-413 2017年3月作成

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。